

豊岡市告示第91号

豊岡市介護職員就職奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

豊岡市長 門 間 雄 司

豊岡市介護職員就職奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護保険サービス事業所に新たに勤務する者に対し、奨励金を交付することにより、本市における介護人材確保及び定着並びに介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨励金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請の日（以下「交付申請日」という。）に豊岡市内に住所を有する者。
- (2) 市内に所在する次に掲げる事業のいずれかを行う介護保険サービス事業所（以下「介護事業所」という。）に就労していること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス

ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業

エ 法第8条第26項に規定する施設サービス

オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

ク 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業

ケ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

- (3) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までにおいて新たに介護事業所利用者への介護サービスの提供や相談、指導業務等に専ら従事する者（以下、「介護職員」という。）として介護事業所に正規雇用された者。正規雇用とは、労働契約に期間の定めがなく、所定労働時間をフルタイムで勤務しており、介護事業所に直接雇用されている雇用形態をいう。

- (4) 介護事業所へ採用された日から同一事業所又は同一法人が運営する介護事業

所に介護職員として1年以上継続して勤務している者。ただし、過去に市内の介護事業所に勤務し、退職後1年を経過していない者は除く。

- (5) 過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けたことがない者。
- (6) 交付申請日において、市税の滞納がないこと。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

（奨励金の額）

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内において、同一事業所又は同一法人が運営する介護事業所に勤務した期間（以下「勤務期間」という。）に応じ、下表のとおりとする。

勤務期間	奨励金の額
1年	50,000円
2年	100,000円
3年	150,000円

2 支給対象者が疾病等（労働災害を除く。）により連続して1か月以上勤務しない期間があるときは、勤務期間から除くものとする。

（奨励金の申請）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、豊岡市介護職員就職奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、第3条第1項に定める各勤務期間の経過後1年以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査のうえ、奨励金の交付の可否を決定し、豊岡市介護職員就職奨励金交付可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び支払い）

第6条 交付決定の通知を受けた支給対象者は、豊岡市介護職員就職奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査のうえ、支給対象者に奨励金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、支給対象者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付決定が適当でないと市長が認めるとき。

(奨励金の返還)

第8条 市長は前条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。